

介護休業制度の概要

1 介護休業の対象となる労働者

●介護休業とは、労働者が要介護状態（負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態）にある対象家族を介護するためにする休業で、原則として、「日々雇用」を除くすべての労働者が対象ですが、労使協定により次の労働者を対象から外することができます。

- ・雇用期間が1年未満の労働者
- ・93日以内に雇用期間が終了する労働者
- ・1週間の所定労働日数が2日以下の労働者

●有期契約労働者は、申出時点において、次の要件を満たすことが必要

- ①雇用期間が1年以上
- ②介護休業開始予定日から起算して93日を経過する日から6か月を経過する日までに契約期間が満了し、更新されないことが明らかでないこと。

2 対象となる家族の範囲

配偶者（事実婚を含む）、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹及び孫

3 介護休業の期間と回数

- ・期間は対象家族1人につき、通算93日まで
- ・回数は対象家族1人につき、3回まで

4 介護休業の手続き

- 労働者は、休業開始予定日の2週間前までに事業主に申出（※）
- 申出が遅れた場合、事業主は法に基づき休業開始日の指定が可能
- 事業主は、証明書類の提出を求めることが可能
- 事業主は、介護休業の申出がなされたときは、次の事項を速やかに通知
 - ①介護休業申出を受けた旨
 - ②介護休業開始予定日及び介護休業終了予定日
 - ③介護休業申出を拒む場合には、その旨及びその理由
- 休業終了予定日の2週間前までに申し出ることにより、93日の範囲内で繰下げが可能
- 休業開始予定日の前日までに申出の撤回が可能。同一対象家族について2回連続して介護休業の申出を撤回した者について、当該家族について再度の申出はすることができない。（会社が認める場合は可）

※社内様式がある場合は社内様式で申出。社内様式が無い場合は任意の申出書様式（申出書様式例は下記のとおり）

介護休業申出書

殿

[申出日] 年 月 日

[申出者] 所属
氏名

私は、育児・介護休業等に関する規則（第7条）に基づき、下記のとおり介護休業の申出をします。

記

1 休業に係る家族の状況	(1) 氏名	
	(2) 本人との続柄	
	(3) 介護を必要とする理由	
2 休業の期間	年 月 日から 年 月 日まで (職場復帰予定日 年 月 日)	
3 申出に係る状況	(1) 休業開始予定日の2週間前に申し出て	いる・いない→申出が遅れた理由 〔 〕
	(2) 1の家族について、これまでの介護休業をした回数及び日数	回 日
	(3) 1の家族について介護休業の申出を撤回したことが	ない・ある(回) 既に2回連続して撤回した場合、再度申出の理由 〔 〕